

みやざき産業人財確保支援基金事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日定め）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
<p>(支援対象者の要件)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(1) 支援企業に正規雇用により<u>就職する予定のある</u>大学等の在学生又は既卒者であること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(返還支援金の交付)</p> <p>第 11 条 本事業による返還支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の<u>返還総額（支援企業に就職した日より前に返還した額を除く。）</u>のうち元本相当額の二分の一又は<u>別表</u>に定める支援限度額のいずれか低い方の額とし、県は、前条第 1 項の規定に基づき交付申請のあった者に対し、<u>本事業の支援企業に就職した日</u>から起算して勤務期間がそれぞれ 1 年、3 年及び 5 年となった時点において、<u>別表</u>に定めるとおり返還支援金を交付する。</p> <p><u>別表</u>（第 11 条関係）</p>	<p>(支援対象者の要件)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(1) 支援企業に正規雇用により<u>就職する</u>大学等の在学生又は既卒者であること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(返還支援金の交付)</p> <p>第 11 条 本事業による返還支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の<u>別表 1 に定める基準日における返還残額</u>のうち元本相当額の二分の一又は<u>別表 2</u>に定める支援限度額のいずれか低い方の額とし、県は、前条第 1 項の規定に基づき交付申請のあった者に対し、<u>基準日</u>から起算して勤務期間がそれぞれ 1 年、3 年及び 5 年となった時点において、<u>別表 2</u>に定めるとおり返還支援金を交付する。</p> <p><u>別表 1</u>（第 11 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 1054 2045 1259"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 1054 1554 1109"><u>支援企業に就職する時期</u></th> <th data-bbox="1554 1054 2045 1109"><u>基準日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 1109 1554 1163">3 月から 4 月までの間</td> <td data-bbox="1554 1109 2045 1163"><u>就職した日</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1163 1554 1259">5 月から翌 2 月までの間</td> <td data-bbox="1554 1163 2045 1259"><u>就職した日以後最初に到来する 4 月 1 日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表 2</u>（第 11 条関係）</p>	<u>支援企業に就職する時期</u>	<u>基準日</u>	3 月から 4 月までの間	<u>就職した日</u>	5 月から翌 2 月までの間	<u>就職した日以後最初に到来する 4 月 1 日</u>
<u>支援企業に就職する時期</u>	<u>基準日</u>						
3 月から 4 月までの間	<u>就職した日</u>						
5 月から翌 2 月までの間	<u>就職した日以後最初に到来する 4 月 1 日</u>						

改正前					改正後				
	支援限度額 (円)	交付額				支援限度額 (円)	交付額		
		1年	3年	5年			1年	3年	5年
[略]	[略]	返還総額のうち元本相当額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額のうち元本相当額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額のうち元本相当額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.4を乗じて得た額	[略]	[略]	<u>返還残額</u> のうち元本相当額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	<u>返還残額</u> のうち元本相当額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	<u>返還残額</u> のうち元本相当額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.4を乗じて得た額

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。